

証券コード 3054

2019年3月8日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋堀留町二丁目9番6号

株 式 会 社 ハ イ パ ー

取締役社長 玉 田 宏 一

第29回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第29回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年3月26日（火曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年3月27日（水曜日）午前10時（開場午前9時）

2. 場 所 東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号

東京証券会館 8階 ホール

（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3. 目的事項

報告事項

1. 第29期（2018年1月1日から2018年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第29期（2018年1月1日から2018年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 取締役7名選任の件

第3号議案 取締役に対する株式報酬等の額及び内容決定の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

本招集ご通知に際して提供すべき書面のうち、「新株予約権等の状況」、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び定款第13条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.hyperpc.co.jp/>) に掲載させていただきますので、本招集ご通知には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.hyperpc.co.jp/>) に掲載させていただきます。

ご出席の株主様へのお土産はご用意いたしておりません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

(提供書面)

事業報告

(2018年1月1日から
2018年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあり、緩やかな回復基調で推移しました。一方、通商問題の動向が世界経済に与える影響や、海外経済の不確実性、金融資本市場の変動の影響など、先行き不透明な要素もみられました。

当社グループが属するコンピュータ販売業界におきましては、スマートフォンやタブレット端末の利活用により個人向け市場の国内のパソコン出荷台数は減少傾向にあるものの、パソコンの買い替え需要が顕著化したことにより法人向けパソコン市場においての出荷台数は、増加傾向で推移しました。

このような環境のもと、当社グループにおきましては、顧客ニーズが高まると予測されるセキュリティ関連事業への投資を行うなど、将来の事業基盤強化のための施策を実施いたしました。また、当社独自の在庫販売戦略を継続しつつ、エンドユーザーへの販売強化や各メーカーとの協業を図ることなどにより、粗利の確保に努めてまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高は22,147,210千円（前連結会計年度比0.5%減）、経常利益は348,472千円（前連結会計年度比2.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は183,874千円（前連結会計年度比9.5%減）となりました。

各セグメント別の営業の概況は次のとおりであります。

【ITサービス事業】

法人向けコンピュータ市場においては、Windows7のサポート終了に伴うWindows10搭載機への入れ替え需要が顕著化し、PC出荷台数は増加傾向で推移しました。しかしながら、CPU不足を起因としたPCの供給不足が年末にかけて顕著になり、市場におけるPCの調達が困難な状況が続いております。当社グループにおきましては、状況に応じた在庫の調達を行いつつ、エンドユーザーへの販売を強化し、間接販売から直接販売にシフトすることで販売効率を改善する施策を展開してまいりました。また、アスクルエージェント事業の人員を一時的にITサービス事業に集中し、積極的な営業活動を行ってまいりました。しかしながら、在庫商品の調達が計画を下回ったことや顧客の買い替えタイミングが先延ばしになるケースもあり、PC販

売台数は計画値を下回る水準で推移いたしました。その結果、売上高は13,695,255千円（前連結会計年度比5.8%減）、営業利益は256,300千円（前連結会計年度比13.3%減）となりました。

なお、当連結会計年度より報告セグメントの名称を従来の「情報機器販売事業」から変更しております。

【アスクルエージェント事業】

既存取引先の稼働促進や新規取引先の拡大により売上高、営業利益が堅調に推移しました。また、一時的にITサービス事業に人員を集中したことにより人件費負担が減少しました。その結果、売上高は8,404,626千円（前連結会計年度比9.2%増）、営業利益は113,503千円（前連結会計年度比89.9%増）となりました。

【その他】

当社グループは、就労移行支援事業及び放課後等デイサービス事業を3施設運営しております。職業訓練・就労支援に関するサービス及び児童・生徒の発達支援に関するサービスの提供を行っており、着実に利用者数が増加しております。その結果、売上高は47,328千円（前連結会計年度比80.3%増）、営業損失は24,842千円（前連結会計年度：営業損失16,860千円）となりました。

<当社グループの売上高内訳>

区 分	第28期（2017年12月期）		第29期（2018年12月期）	
	売 上 高 （ 千 円 ）	構 成 比 （ % ）	売 上 高 （ 千 円 ）	構 成 比 （ % ）
I T サ ー ビ ス 事 業	14,545,018	65.3	13,695,255	61.8
アスクルエージェント事業	7,696,943	34.6	8,404,626	38.0
そ の 他	26,252	0.1	47,328	0.2
合 計	22,268,215	100.0	22,147,210	100.0

② 設備投資の状況

当連結会計年度において、重要な設備の取得、除却及び売却等はありません。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、重要な資金の調達はありません。

- ④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
記載すべき重要な事項はありません。
- ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：千円)

区 分	第26期 (2015年12月期)	第27期 (2016年12月期)	第28期 (2017年12月期)	第29期 (当連結会計年度) (2018年12月期)
売上高	18,715,567	19,249,564	22,268,215	22,147,210
親会社株主に帰属する 当期純利益	226,319	104,159	203,135	183,874
1株当たり当期純利益	54円17銭	24円76銭	24円07銭	21円62銭
総 資 産	6,027,777	5,799,229	6,493,863	6,280,970
純 資 産	2,367,071	2,383,642	2,541,548	2,662,573
1株当たり純資産額	541円30銭	547円58銭	289円10銭	300円91銭

- (注) 1. 2016年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っております。第26期(2015年12月期)の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。
2. 2018年7月1日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っております。第28期(2017年12月期)の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

(単位：千円)

区 分	第26期 (2015年12月期)	第27期 (2016年12月期)	第28期 (2017年12月期)	第29期 (当事業年度) (2018年12月期)
売 上 高	18,363,875	18,904,625	21,776,569	21,418,085
当 期 純 利 益	191,451	86,507	206,212	216,534
1 株当たり当期純利益	45円83銭	20円56銭	24円43銭	25円46銭
総 資 産	5,921,292	5,657,083	6,308,819	6,118,377
純 資 産	2,315,922	2,314,840	2,475,824	2,629,509
1 株当たり純資産額	529円32銭	531円25銭	281円36銭	297円03銭

- (注) 1. 2016年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っております。第26期(2015年12月期)の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。
2. 2018年7月1日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っております。第28期(2017年12月期)の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の 議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 リ ス テ ッ ク	50,000千円	100%	小規模企業向けセキュリティーサーバー等の情報機器の企画・販売
株 式 会 社 み ら く る	20,000千円	100%	児童福祉法及び障害者総合支援法に基づくサービスの提供
マルチネット株式会社	100,000千円	100%	I Tコンサルティング、ネットワークシステムの構築
株式会社セキュリティア	50,000千円	100%	セキュリティに特化したソフトウェア製品の販売

(注) 1. 当事業年度末日において特定完全子会社はありません。

2. 株式会社セキュリティアは、2018年1月15日に設立しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、経営基盤のさらなる安定と継続的な成長を目指し、常に企業価値を高めるために、以下の目標に前向きに取り組んでまいります。

(利便性の追求)

コンピュータ販売を中心に、アスクル代理店業務、ITサービス等の各事業により、ユーザーとの強力な取引関係を築き、常に新しい商材・サービスを提供し続けることで、ユーザーにとって一番利便性が高い企業を目指します。

(効率的な企業運営)

社内システムや組織体制の見直し、業務改善等を通じて業務の効率化を図るとともに、成長率が高く利益率が高い事業分野に積極的に資源を投入することにより、収益性を高め効率的な企業運営を目指します。

(信頼される企業)

従業員のモラルとモチベーションを高めながら、業績の向上、透明性の高い経営体制の維持、コンプライアンス・情報管理の徹底、優秀な人材の育成等を通じて、株主やユーザー・仕入先等のお取引先から信頼される企業を目指します。

上記に掲げた目標に対して、対処すべき課題として以下の施策に取り組んでまいります。

- ① ユーザーにとって利便性の高いサービスを提供するにあたって、業務のシステム化、業務フローの改善等により、さらなる生産性の向上に取り組む必要があります。
- ② 当社グループは、さらなる業容の拡大をするために、市場のニーズに呼応した新たな事業を展開していく必要があります。また、これらの新規事業やサービスの早期収益化を目指してまいります。
- ③ 優秀な人材の育成は、経営基盤を維持し、拡大する上で不可欠であり、今後も教育研修制度の充実等による人材育成の強化に取り組む必要があります。

(5) 主要な事業内容（2018年12月31日現在）

セグメント	事業内容
I T サービス事業	コンピュータ及び周辺機器、ソフトウェア等の法人顧客への販売、ネットワーク構築、コンピュータの設定・保守、その他のI Tサービス
アスクルエージェント事業	アスクル代理店業務、事務用品、オフィス家具等の販売
その他	児童福祉法及び障害者総合支援法に基づくサービスの提供

（注）アスクル……東証一部上場企業アスクル株式会社が行っているオフィス関連用品の通信販売事業「ASKUL」の代理店業務

(6) 主要な営業所等（2018年12月31日現在）

① 当社

本社	東京都中央区
大阪支店	大阪府大阪市中央区
広島支店	広島県広島市中区
名古屋支店	愛知県名古屋市中区
福岡支店	福岡県福岡市博多区

② 子会社

株式会社リステック	東京都中央区
株式会社みらくる	東京都中央区
マルチネット株式会社	東京都千代田区
株式会社セキュリティア	東京都中央区

(7) **使用人の状況**（2018年12月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
ITサービス事業	178 (18) 名	4名増 (1名増)
アスクルエージェント事業	17 (8)	13名減 (－)
その他	15 (2)	5名増 (1名増)
全社（共通）	49 (10)	2名増 (－)
合計	259 (38)	2名減 (2名増)

（注）使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
195 (35) 名	17名減 (1名増)	36.5歳	8.4年

（注）使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) **主要な借入先の状況**（2018年12月31日現在）

借入先	借入金残高（百万円）
株式会社横浜銀行	247
株式会社三菱UFJ銀行	150
株式会社みずほ銀行	83
株式会社千葉銀行	64
株式会社商工組合中央金庫	59
株式会社三井住友銀行	58

(9) **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2018年12月31日現在)

① 発行可能株式総数 普通株式 26,400,000株

(注) 2018年7月1日付にて実施した株式分割(1株を2株に分割)に伴い、発行可能株式総数は13,200,000株増加しております。

② 発行済株式の総数 普通株式 8,666,400株（自己株式132,376株を含む）

(注) 1. 株式分割（1株を2株に分割）の実施により、発行済株式の総数は4,321,700株増加しております。

2. ストック・オプションの行使により、発行済株式の総数は33,700株増加しております。

③ 株主数 6,001名（前期末比3,895名増）

④ 单元株式数 100株

⑤ 大株主（上位10名）

株 主 名	所 有 株 式 数	持 株 比 率
ラ ラ コ ー ポ レ ー シ ョ ン 株 式 会 社	2,325,200株	27.24%
玉 田 宏 一	1,275,400	14.94
遠 藤 孝	652,500	7.64
株 式 会 社 ミ ー ト プ ラ ン ニ ン グ	265,600	3.11
関 根 俊 一	256,200	3.00
小 田 昌 平	219,700	2.57
ハ イ パ ー 従 業 員 持 株 会	207,000	2.42
株 式 会 社 庚 伸	180,000	2.10
由 佐 幸 継	121,400	1.42
望 月 真 貴 子	102,600	1.20

(注) 1. 持株比率は自己株式(132,376株)を控除して計算しております。

2. 持株比率は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

⑥ その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

(2) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2018年12月31日現在）

会 社 に お け る 地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役 社 長 （ 代 表 取 締 役 ）	玉 田 宏 一	株式会社リステック 取締役 株式会社みらくる 取締役 マルチネット株式会社 取締役 株式会社セキュリティア 代表取締役
常 務 取 締 役	望 月 真 貴 子	販売推進統括部長
取 締 役	江 守 裕 樹	事業企画室長 株式会社みらくる 代表取締役
取 締 役	松 村 雅 浩	営業統括部長 兼 DS営業部長
取 締 役	田 邊 浩 明	管理統括部長 株式会社リステック 監査役 株式会社みらくる 監査役 マルチネット株式会社 監査役 株式会社セキュリティア 監査役
取 締 役	宮 澤 敏	株式会社庚伸 代表取締役 株式会社パルディア 社外取締役 コウシン・ベトナム有限会社 CEO 日本オプロ株式会社 社外取締役
常 勤 監 査 役	佐 藤 亨	
監 査 役	若 林 和 子	みなとアドバイザーズ株式会社 代表取締役
監 査 役	塩 川 公 男	

- (注) 1. 取締役宮澤敏氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役佐藤亨氏、監査役若林和子氏及び監査役塩川公男氏は、社外監査役であります。
3. 監査役若林和子氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は取締役宮澤敏氏、監査役佐藤亨氏及び監査役若林和子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。

5. 当事業年度中における取締役の担当等の異動は次のとおりであります。

氏 名	異動前	異動後	異動年月日
松 村 雅 浩	取締役 営業統括部長	取締役 営業統括部長 兼 D S 営業部長	2018年7月5日
田 邊 浩 明	取締役 管理統括部長 兼 経営企画室長	取締役 管理統括部長	2018年7月1日

② 事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏 名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び 重要な兼職の状況
河 邊 春 喜	2018年3月23日	任期満了	社外監査役

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役は500万円または法令が規定する額のいずれか高い額、社外監査役は500万円または法令が規定する額のいずれか高い額としております。なお、当該社外取締役または社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

④ 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち社外取締役)	7名 (1名)	55,617千円 (3,000千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (4名)	11,550千円 (11,550千円)
合 計 (うち社外役員)	11名 (5名)	67,167千円 (14,550千円)

(注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 取締役の報酬限度額は、1996年5月31日開催の第6回定時株主総会において、年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。また別枠で、2014年3月25日開催の第24回定時株主総会において、ストック・オプション報酬額として年額40百万円以内と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、1996年5月31日開催の第6回定時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。
4. 上記の報酬等の額には、ストック・オプションによる報酬額6,462千円（社外取締役を除く取締役6名に対し6,462千円）が含まれております。
5. 企業内容等の開示に関する内閣府令に基づき、個別開示が必要となる報酬等の額が1億円以上である会社役員は、当事業年度につきましては該当はありません。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役宮澤敏氏は、株式会社庚伸の代表取締役であります。当社は同社との間に製品の販売等の取引関係があります。また、株式会社パルディア、日本オプロ株式会社の社外取締役並びにコウシン・ベトナム有限会社のCEOを兼職しておりますが、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役若林和子氏は、みなとアドバイザーズ株式会社の代表取締役であります。当社と兼職先との間に製品の販売の取引関係があります。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	活 動 状 況
取締役 宮 澤 敏	当事業年度に開催された取締役会21回のうち21回に出席いたしました。情報・通信業での経営者としての見識とその経験を踏まえ取締役会において、適宜必要な発言を行っております。
常勤監査役 佐 藤 亨	当事業年度に開催された取締役会21回のうち21回、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。コンピュータ販売業界における豊富な経験と幅広い見識を踏まえ、取締役会及び監査役会において、適宜必要な発言を行っております。
監査役 若 林 和 子	当事業年度に開催された取締役会21回のうち19回、監査役会14回のうち13回に出席いたしました。公認会計士・税理士としての専門的見地から、取締役会及び監査役会において、適宜必要な発言を行っております。
監査役 塩 川 公 男	2018年3月23日就任以降、当事業年度に開催された取締役会16回のうち15回、監査役会10回のうち10回に出席いたしました。コンピュータ販売業界における豊富な経験と幅広い見識を踏まえ、取締役会及び監査役会において、適宜必要な発言を行っております。

(3) 会計監査人の状況

① 名称 EY新日本有限責任監査法人

(注) 当社の会計監査人であった新日本有限責任監査法人は、2018年7月1日をもって、EY新日本有限責任監査法人に名称を変更しております。

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	23,520千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23,520千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区別できませんので、事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

当事業年度において、会計監査人に対する公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）の対価の支払はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会の目的とすることといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、かつ改善の見込みがないと判断した場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

(4) 業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要

1. 取締役会における決議の内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について、取締役会における決議内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

取締役を含む役職員が遵守すべき規範、とるべき行動の基準を示した「行動規範に関する補則」を当社グループ全職員に周知徹底させるとともに、必要に応じ、その内容を追加・修正することとする。また、「コンプライアンス規程」を制定し、当社グループ全役職員に徹底を図る。毎月1回以上開催する「経営会議」においては、当社及び子会社の会社運営における重要事項を検討する。監査役及び内部監査室は、当社及び子会社の業務活動の妥当性やコンプライアンスの状況などについて監査を実施し、適切な連携関係を維持しながら、業務の改善に向けた助言・勧告を行う。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の意思決定または取締役に対する報告に対しては、「取締役会規程」、「文書管理規程」、「稟議規程」の定めるところに従い、取締役会の議事録、稟議決裁書等を作成し、適切に保存かつ管理を行う。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループの企業活動に関連する様々なリスクに対処するために、「職務分掌権限規程」や「業務分掌規程」、その他の社内規程に従い、取締役が担当の分掌範囲について責任を持ってリスク管理体制を構築する。リスク管理の観点から重要事項については、取締役会の決議により規程の制定、改廃を行う。また、当社及び子会社の連携により、当社グループ全体のリスク管理を行う。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、毎月1回、定時取締役会を開催するほか、必要に応じて取締役会を開催し、活発な議論を通じて経営上の意思決定を行う。取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、取締役が出席する経営会議を毎月1回以上開催し、審議の上業務執行に関する基本的事項に係わる意思決定を機動的に行う。

- ⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- イ. 監査役は、監査業務に必要な事項を経営企画室等に依頼することができ、監査役より監査業務に必要な依頼を受けた職員は、その依頼に関して取締役会の指揮命令を受けない。
 - ロ. 監査役より監査業務に必要な依頼を受けた職員に関する人事については、常勤監査役と協議を行い、独立性についても十分留意するものとする。
- ⑥ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 当社は、グループ会社管理の基本的な事項に関する諸規程を定め、グループ会社の内部統制及び業務執行を統括するとともに、現状の検証を行い、適切な監視体制及び報告体制を確保する。
 - ロ. 監査役は、子会社監査役と連携し、定期的に子会社取締役による業務執行状況を監査するほか、内部統制の整備及び運用状況を監視する。
 - ハ. 内部監査室は、当社及び子会社の監査役と連携し、当社グループ全体の業務執行の適法性、効率性の実施状況を監査する。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- イ. 監査役は、取締役会のほか、経営会議その他の重要な会議に出席するとともに、取締役からその職務の執行状況を聴取し、関係資料を閲覧し、意見を述べることができる。
 - ロ. 取締役及び使用人は、会社に重大な損失を与える事象が発生しまたは発生する恐れがあるとき、取締役及び使用人が違法または不正な行為を発見したとき、その他監査役が報告すべきものと定めた事象が発生したときは、監査役に報告する。
 - ハ. 当社は、当社及び子会社の監査役へ報告を行った当社及び子会社の取締役及び職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社の取締役及び職員に周知徹底する。
- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 取締役会及び使用人は、監査役から会社情報の提供を求められたときは遅滞なく提供できるようにするなど、監査役監査の環境を整備するよう努める。
 - ロ. 監査役は、取締役社長との定期的な意見交換を開催し、併せて内部監査室との連携を図る。
 - ハ. 監査役が監査の実施にあたり、弁護士その他の外部専門家を任用するための費用の支出を求めた場合、当社は職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担する。

⑨ 反社会的勢力の排除に向けた体制

当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、取引関係も含め一切の関係を持たない。その不当要求に対しては、法令及び社内規程に則り、所轄警察署、弁護士等の外部専門機関とも連携して、毅然とした姿勢で対応する。

⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、金融商品取引法の定めに従い、健全な内部統制環境の保持に努める。また、有効かつ正当な評価ができるよう内部統制システムを構築し、適正な運用に努めることにより、財務報告の信頼性と適正性を確保する。

2. 業務の適正を確保する体制の運用状況の概要

当社のコーポレート・ガバナンスの充実に向けた最近1年間（当事業年度の末日から遡って1ヵ年）における実施状況は次のとおりであります。

- ① 取締役会を21回開催し、法令等に定められた事項や経営方針・予算の策定等経営に関する重要事項を決定し、月次の経営業績の分析・対策・評価を検討するとともに法令・定款等への適合性及び業務の適正性の観点から審議いたしました。
- ② 監査役会を14回開催し、監査方針、監査計画を協議決定し、重要な社内会議への出席、業務及び財産の状況の監査、取締役の職務執行の監査、法令・定款等への遵守について監査いたしました。
- ③ 財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に鑑み、策定した実施計画に基づき内部統制評価を実施いたしました。また、決算開示資料については、取締役会に付議したのち開示を行うことにより適正性を確保いたしました。
- ④ 情報セキュリティ対策として、個人情報を含めた会社の機密情報漏洩防止を目的とした社員教育を実施したほか、文書やデータの管理・廃棄方法のさらなる厳格化を図りました。
- ⑤ リスク管理の観点に基づき、大規模自然災害発生時における連絡体制及び初動体制を整備し、模擬訓練を実施いたしました。

(5) 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、株主の皆様への利益還元を経営の重要政策と認識し、収益力の向上と財務体質の強化を図りながら、安定的かつ業績に見合う適正な配当を維持することを基本方針としております。

また、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うこととし、これらの剰余金の配当等の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

内部留保につきましては、経営基盤のさらなる強化に向けて、人材の確保・教育・育成、社内システムの高度化及び新規事業投資等に積極的に活用してまいりたいと考えております。

この方針に基づき、当期の期末配当につきましては、1株につき4円50銭とすることを予定しております。すでにお支払いしております中間配当1株につき9円を合わせた年間配当は1株につき13円50銭となります。なお、当社は2018年7月1日を効力発生日として、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施しており、当該株式分割を考慮しない場合の当期の年間配当は18円（前連結会計年度と同額）となります。

（注）本事業報告の記載数字は、金額については表示単位未満を切り捨て、比率及び1株当たり当期純利益、1株当たり純資産額については、表示単位未満を四捨五入しております（大株主（上位10名）の持株比率を除く）。

連結貸借対照表

(2018年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	5,710,024	流 動 負 債	3,331,989
現 金 及 び 預 金	2,107,351	買 掛 金	2,531,403
受取手形及び売掛金	2,994,324	短 期 借 入 金	100,000
電 子 記 録 債 権	118,242	1年内返済予定の長期借入金	324,648
商 品	393,707	未 払 法 人 税 等	85,540
そ の 他	106,102	賞 与 引 当 金	68,974
貸 倒 引 当 金	△9,704	そ の 他	221,422
固 定 資 産	570,945	固 定 負 債	286,407
有 形 固 定 資 産	46,634	長 期 借 入 金	238,028
建 物	31,902	退 職 給 付 に 係 る 負 債	20,810
工 具 、 器 具 及 び 備 品	14,731	資 産 除 去 債 務	26,628
無 形 固 定 資 産	330,248	そ の 他	940
の れ ん	153,645	負 債 合 計	3,618,396
顧 客 関 係 資 産	72,000	(純 資 産 の 部)	
そ の 他	104,603	株 主 資 本	2,566,305
投 資 そ の 他 の 資 産	194,063	資 本 金	312,682
投 資 有 価 証 券	35,160	資 本 剰 余 金	282,883
繰 延 税 金 資 産	30,670	利 益 剰 余 金	2,002,792
そ の 他	213,419	自 己 株 式	△32,053
貸 倒 引 当 金	△85,187	その他の包括利益累計額	1,640
資 産 合 計	6,280,970	その他有価証券評価差額金	1,640
		新 株 予 約 権	94,626
		純 資 産 合 計	2,662,573
		負 債 純 資 産 合 計	6,280,970

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2018年1月1日から
2018年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	22,147,210
売上原価	19,045,805
売上総利益	3,101,404
販売費及び一般管理費	2,756,442
営業利益	344,961
営業外収益	
受取利息	503
受取配当金	753
広告料収入	1,500
受取手数料	1,175
助成金収入	1,782
その他	3,102
営業外費用	
支払利息	4,186
支払手数料	986
その他	135
経常利益	348,472
特別損失	
減損損失	5,258
税金等調整前当期純利益	343,213
法人税、住民税及び事業税	157,599
法人税等調整額	1,739
当期純利益	183,874
親会社株主に帰属する当期純利益	183,874

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2018年1月1日から)
(2018年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	306,768	276,969	1,897,543	△32,053	2,449,228
連結会計年度中の変動額					
新 株 予 約 権 の 行 使	5,914	5,914			11,828
剰 余 金 の 配 当			△78,625		△78,625
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			183,874		183,874
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	5,914	5,914	105,249	－	117,077
当 期 末 残 高	312,682	282,883	2,002,792	△32,053	2,566,305

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	5,160	5,160	87,158	2,541,548
連結会計年度中の変動額				
新 株 予 約 権 の 行 使			△5,724	6,103
剰 余 金 の 配 当				△78,625
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益				183,874
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△3,519	△3,519	13,192	9,673
連結会計年度中の変動額合計	△3,519	△3,519	7,467	121,025
当 期 末 残 高	1,640	1,640	94,626	2,662,573

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(2018年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	5,220,331	流 動 負 債	3,233,463
現 金 及 び 預 金	1,758,524	買 掛 金	2,494,989
受 取 手 形	124,328	短 期 借 入 金	100,000
売 掛 金	2,782,771	1年内返済予定の長期借入金	324,648
電 子 記 録 債 権	118,242	未 払 金	107,366
商 品	345,860	未 払 費 用	61,156
貯 蔵 品	1,199	未 払 法 人 税 等	67,655
前 渡 金	201	前 受 金	431
前 払 費 用	34,441	預 り 金	22,642
繰 延 税 金 資 産	28,001	賞 与 引 当 金	54,574
そ の 他	36,462	固 定 負 債	255,404
貸 倒 引 当 金	△9,704	長 期 借 入 金	238,028
固 定 資 産	898,045	資 産 除 去 債 務	17,376
有 形 固 定 資 産	32,954	負 債 合 計	3,488,867
建 物	19,432	(純 資 産 の 部)	
工 具、器 具 及 び 備 品	13,522	株 主 資 本	2,533,241
無 形 固 定 資 産	175,451	資 本 金	312,682
ソ フ ト ウ エ ア	102,178	資 本 剰 余 金	282,883
顧 客 関 係 資 産	72,000	資 本 準 備 金	262,694
そ の 他	1,273	そ の 他 資 本 剰 余 金	20,188
投 資 そ の 他 の 資 産	689,639	利 益 剰 余 金	1,969,728
投 資 有 価 証 券	34,180	利 益 準 備 金	2,607
関 係 会 社 株 式	496,603	そ の 他 利 益 剰 余 金	1,967,121
出 資 金	10,000	繰 越 利 益 剰 余 金	1,967,121
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	110,000	自 己 株 式	△32,053
破 産 更 生 債 権 等	85,186	評 価 ・ 換 算 差 額 等	1,640
繰 延 税 金 資 産	21,806	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,640
敷 金	75,830	新 株 予 約 権	94,626
そ の 他	5,069	純 資 産 合 計	2,629,509
貸 倒 引 当 金	△149,037	負 債 純 資 産 合 計	6,118,377
資 産 合 計	6,118,377		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2018年 1 月 1 日から)
(2018年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	21,418,085
売 上 原 価	18,594,694
売 上 総 利 益	2,823,390
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	2,459,368
営 業 利 益	364,021
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	2,058
広 告 料 収 入	1,500
受 取 手 数 料	12,480
経 営 指 導 料	8,190
そ の 他	3,318
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	4,186
支 払 手 数 料	986
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	39,106
そ の 他	135
経 常 利 益	347,154
税 引 前 当 期 純 利 益	347,154
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	129,201
法 人 税 等 調 整 額	1,418
当 期 純 利 益	216,534

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2018年1月1日から
2018年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当 期 首 残 高	306,768	256,780	20,188	276,969	2,607	1,829,212	1,831,820	△32,053	2,383,505
事業年度中の変動額									
新株予約権の行使	5,914	5,914		5,914					11,828
剰余金の配当						△78,625	△78,625		△78,625
当 期 純 利 益						216,534	216,534		216,534
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	5,914	5,914	－	5,914	－	137,908	137,908	－	149,736
当 期 末 残 高	312,682	262,694	20,188	282,883	2,607	1,967,121	1,969,728	△32,053	2,533,241

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当 期 首 残 高	5,160	5,160	87,158	2,475,824
事業年度中の変動額				
新株予約権の行使			△5,724	6,103
剰余金の配当				△78,625
当 期 純 利 益				216,534
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△3,519	△3,519	13,192	9,673
事業年度中の変動額合計	△3,519	△3,519	7,467	153,684
当 期 末 残 高	1,640	1,640	94,626	2,629,509

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年2月19日

株式会社ハイパー

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 小野木 幹 久 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 石 井 広 幸 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ハイパーの2018年1月1日から2018年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ハイパー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年2月19日

株式会社ハイパー

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 小野木 幹 久 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 石 井 広 幸 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ハイパーの2018年1月1日から2018年12月31日までの第29期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年1月1日から2018年12月31日までの第29期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人E Y新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人E Y新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年2月20日

株式会社ハイパー 監査役会

常勤監査役（社外監査役）佐藤 亨 ⑩

監査役（社外監査役）若林 和子 ⑩

監査役（社外監査役）塩川 公男 ⑩

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

第29期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金4円50銭といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は38,403,108円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2019年3月28日といたしたいと存じます。

2. その他の剰余金の処分に関する事項

該当事項はございません。

第2号議案 取締役7名選任の件

本総会の終結の時をもって、取締役全員（6名）が任期満了となります。つきましては、コーポレートガバナンスの強化を図るため1名増員し、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、 当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 株式の数 株
1	たまだ ひろかず 玉田 宏一 (1964年 2 月26日生)	1986年 4 月 新日本工販株式会社（現株式会社フォーバル）入社 1992年 1 月 当社入社 1992年 4 月 取締役 1996年 4 月 常務取締役 2008年 3 月 取締役副社長 2009年 4 月 代表取締役社長（現任） 2012年 4 月 株式会社リステック 代表取締役 2013年 3 月 株式会社らくさあ 代表取締役 2016年 1 月 株式会社みらくる 取締役（現任） 2017年 7 月 マルチネット株式会社 取締役（現任） 2018年 1 月 株式会社セキュリティア 代表取締役（現任） 2018年 3 月 株式会社リステック 取締役（現任） 〔重要な兼職の状況〕 株式会社リステック 取締役 株式会社みらくる 取締役 マルチネット株式会社 取締役 株式会社セキュリティア 代表取締役	1,275,400株
		(取締役候補者とした理由) 当社及び当社グループ会社の取締役として長年に亘りグループ全体の経営の指揮を執り、企業価値の向上に貢献しております。その実績、能力、コンピュータ業界における長い経験と企業経営者としての豊富な経験とともに人格、見識とも優れていることから、引続き取締役候補者といたしました。	
2	もちづき まきこ 望月 真貴子 (1971年 9 月24日生)	1995年11月 当社入社 2007年 1 月 営業企画部長 2008年 5 月 販売推進統括部長 2011年 1 月 購買部長 2013年 4 月 執行役員 2014年 3 月 取締役 2015年 7 月 営業統括部長 2017年 7 月 販売推進統括部長（現任） 2018年 3 月 常務取締役（現任）	102,600株
		(取締役候補者とした理由) 当社で販売推進部門及び営業部門の責任者を務めるなど豊富な経験と幅広い見識を有し、2014年3月より当社の取締役を務めており、当社の企業価値の更なる向上を強力に推進するために適切な人材であると判断し、引続き取締役候補者となりました。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 株式の数
3	えもり ひろき 江 守 裕 樹 (1972年 8 月26日生)	1995年 3 月 当社入社 2008年 5 月 経営企画室長 2010年 7 月 総務・経営企画統括部長 2011年 4 月 執行役員 2012年 1 月 管理統括部長 2012年 3 月 取締役(現任) 2013年 3 月 株式会社らくさあ 監査役 2013年 4 月 経営企画室長 2014年 7 月 経理部長 2015年 3 月 株式会社リステック 監査役 2015年 5 月 事業企画室長(現任) 2016年 1 月 株式会社みらくる 代表取締役(現任) 〔重要な兼職の状況〕 株式会社みらくる 代表取締役	26,800株
		(取締役候補者とした理由) 当社で営業部門を経験し、総務・経営企画部門及び経理部門の責任者を務めるなど、豊富な経験・実績・見識を有し、2012年3月より当社の取締役を務めており、当社グループ会社における経営の推進及び業務効率化の推進に適任であると判断し、引続き取締役候補者いたしました。	
4	まつむら まさひろ 松 村 雅 浩 (1974年 1 月 1 日生)	1995年 5 月 当社入社 2008年 5 月 執行役員 特販営業統括部長 2009年 4 月 広域営業統括部長 2012年 1 月 アスクル営業統括部長 2012年 3 月 取締役(現任) 2012年 7 月 営業統括部長 2013年 3 月 株式会社らくさあ 取締役 2015年 7 月 販売推進統括部長 2017年 7 月 営業統括部長(現任) 2018年 7 月 D S 営業部長	20,300株
		(取締役候補者とした理由) 当社で営業部門及び販売推進部門の責任者を務めるなど豊富な経験と幅広い見識を有し、2012年3月より当社の取締役を務めており、当社の企業価値の更なる向上を強力に推進するために適切な人材であると判断し、引続き取締役候補者いたしました。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 株式の数
5	たなべ ひろあき 田 邊 浩 明 (1976年 4 月 2 日生)	2002年 8 月 当社入社 2012年 1 月 業務部長 2014年 7 月 執行役員 2014年10月 管理統括部 副統括部長 経営企画室長 業務部長 2016年 1 月 管理統括部長 (現任) 2016年 1 月 株式会社みらくる 監査役 (現任) 2016年 3 月 株式会社リステック 監査役 (現任) 2017年 3 月 取締役 (現任) 2017年 7 月 マルチネット株式会社 監査役 (現任) 2018年 1 月 株式会社セキュリティア 監査役 (現任) 〔重要な兼職の状況〕 株式会社みらくる 監査役 株式会社リステック 監査役 マルチネット株式会社 監査役 株式会社セキュリティア 監査役	4,900株
		(取締役候補者とした理由) 当社で営業部門及び購買部門を経験し、経営企画部門及び管理部門の責任者を務めるなど、豊富な経験・実績・見識を有し、2017年3月より当社の取締役を務めており、当社グループにおける経営戦略の策定・推進に適切な人材であると判断し、引続き取締役候補者としております。	
6	みやざわ さとる 宮 澤 敏 (1964年 2 月 7 日生)	1985年 3 月 新日本工販株式会社 (現株式会社フォーバル) 入社 1993年 2 月 株式会社庚伸 代表取締役 (現任) 1995年 3 月 当社 取締役会長 1997年12月 株式会社バルディア 社外取締役 (現任) 2002年 6 月 株式会社ドムコス 代表取締役 2006年12月 コウシン・ベトナム有限会社 CEO (現任) 2015年 3 月 日本オプロ株式会社 社外取締役 (現任) 2016年 3 月 当社社外取締役 (現任) 〔重要な兼職の状況〕 株式会社庚伸 代表取締役 株式会社バルディア 社外取締役 コウシン・ベトナム有限会社 CEO 日本オプロ株式会社 社外取締役	30,000株
		(社外取締役候補者とした理由) 情報・通信業での経営者としての優れた見識と深い経験から、取締役に對する監督機能や経営全般に對する助言を通じ、取締役会の透明性、説明責任の向上に貢献していただくことを期待したためであります。また、その経験と見識から、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、引続き社外取締役候補者としていたしました。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 株式の数
7	※ あだちとしお 安達敏男 (1949年12月21日生)	1976年4月 検事任官(東京地方検察庁、大阪地方検察庁等) 1992年4月 最高裁司法研修所 検察長官 1995年4月 札幌法務局 訟務部長 1998年4月 東京高等検察庁 検事 1999年12月 新潟地方検察庁 次席検事 2001年4月 福岡法務局 局長 2002年1月 東京高等検察庁 検事 2004年1月 名古屋法務局 局長 2005年4月 最高検察庁 検事 2005年12月 新潟合同公証人役場 公証人 2008年5月 かすが法律事務所 所属弁護士 2011年4月 東京都足立区公益監察委員 2013年1月 東京アライズ法律事務所 パートナー弁護士(現任)	—
	(社外取締役候補者とした理由) 検事や弁護士として培ってきた高度な専門知識を有しており、会社の経営に関与された経験はありませんが、当社のガバナンス構築に反映していただくことを期待し、社外取締役候補者といたしました。		

(注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。

- 候補者宮澤敏氏は株式会社庚伸の代表取締役であり、当社は同社との間に製品の販売等の取引関係があります。その他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- 宮澤敏氏及び安達敏男氏は、社外取締役候補者であります。
- 宮澤敏氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
- 当社は、宮澤敏氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500万円または法令が規定する額のいずれか高い額としており、宮澤敏氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。また、安達敏男氏の選任が承認された場合は、同内容の責任限定契約を締結する予定であります。
- 当社は、宮澤敏氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。また、安達敏男氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第3号議案 取締役に対する株式報酬等の額及び内容決定の件

1. 提案の理由及び当該報酬制度を相当とする理由

当社の取締役(社外取締役を除きます。以下も同様です。)の報酬は、「基本報酬」及び「株式報酬型ストックオプション」で構成されていますが、本議案の承認可決を条件として「株式報酬型ストックオプション」の報酬枠を廃止し、取締役を対象に、新たに株式報酬制度(以下、「本制度」といいます。)を導入することについてご承認をお願いするものです。なお、その詳細につきましては、下記2.の枠内で取締役会にご一任いただきたく存じます。

本制度は、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としており、当該報酬制度は相当であると考えております。

本議案は、1996年5月31日開催の第6回定時株主総会においてご承認いただきました取締役の報酬の限度額(年額200百万円(社外取締役分を含みます。))以内。ただし、使用人分給与は含みません。)とは別枠で、新たな株式報酬を、本定時株主総会終結日の翌日から2025年3月の定時株主総会終結の日までの6年間(以下、「対象期間」といいます。)の間に在任する取締役に対して支給するというものです。

また、2014年3月25日開催の第24回定時株主総会において、上記報酬枠とは別枠として、取締役に対して、「株式報酬型ストックオプション」として新株予約権を年額40百万円以内で割当てることにつきご承認いただき今日に至っておりますが、本議案の承認可決を条件として、この新株予約権にかかる取締役の報酬枠を廃止することといたします。ただし、既に付与した株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権のうち未行使のものは、今後も存続します。

なお、第2号議案「取締役7名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は5名となります。

2. 本制度における報酬等の額・内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託(以下、「本信託」といいます。)が当社株式を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に対して交付される、という株式報酬制度です。

なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。

① 本制度の対象者	当社取締役（社外取締役を除く。）
② 対象期間	本定時株主総会終結日の翌日から2025年3月の定時株主総会終結の日まで
③ ②の対象期間（6年間）において、取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限	合計金480百万円
④ 当社株式の取得方法	自己株式の処分による方法又は取引所市場（立会外取引を含む。）から取得する方法
⑤ ①の対象者に付与されるポイント総数の上限	1事業年度あたり65,000ポイント
⑥ ポイント付与基準	役位等に応じたポイントを付与
⑦ ①の対象者に対する当社株式の交付時期	原則として退任時

（２）当社が拠出する金銭の上限

本信託の当初の信託期間は約６年間とし、当社は、対象期間中に、本制度に基づき取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金として、合計金480百万円を上限とする金銭を対象期間中に在任する取締役に対する報酬として拠出し、一定の要件を満たす取締役を受益者として本信託を設定します。本信託は、当社が信託した金銭を原資として、当社株式を当社の自己株式の処分による方法又は取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法により、取得します。

注：当社が実際に本信託に信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込み額を合わせた金額となります。

なお、当社の取締役会の決定により、対象期間を６年以内の期間を都度定めて延長するとともに、これに伴い本信託の信託期間を延長し（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより、実質的に信託期間を延長することを含みます。以下も同様です。）、本制度を継続することがあります。この場合、当社は、当該延長分の対象期間中に、本制度により取締役に交付するために必要な当社株式の追加取得資金として、当該延長分の対象期間の年数に金80百万円を乗じた金額を上限とする金銭を本信託に追加拠出し、下記（３）のポイント付与及び当社株式の交付を継続します。

また、上記のように対象期間を延長せず本制度を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役がある場合には、当該取締役が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

(3) 取締役に交付される当社株式の算定方法及び上限

① 取締役に対するポイントの付与方法等

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に対し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日において、役位等に応じたポイントを付与します。

ただし、当社が取締役に対して付与するポイントの総数は、1事業年度あたり65,000ポイントを上限とします。

② 付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役は、上記①で付与されたポイントの数に応じて、下記③の手續に従い、当社株式の交付を受けます。

なお、1ポイントは当社株式1株とします。ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、かかる分割比率・併合比率等に応じて、合理的な調整を行います。

③ 取締役に対する当社株式の交付

各取締役に対する上記②の当社株式の交付は、各取締役がその退任時において、所定の受益者確定手續を行うことにより、本信託から行われます。

ただし、このうち一定の割合の当社株式については、源泉所得税等の納税資金を当社が源泉徴収する目的で本信託において売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。また、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

(4) 議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社及び当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

(5) 配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

以 上

メ モ

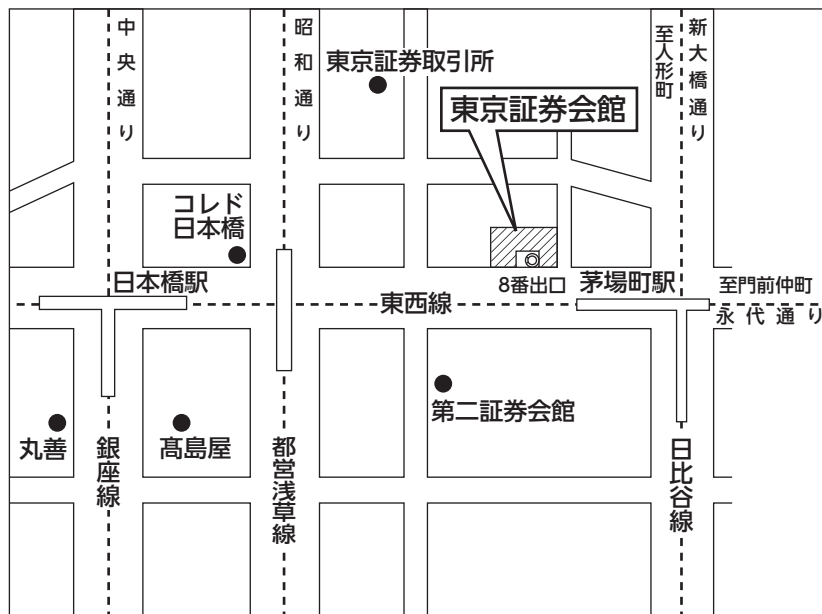
Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

株主総会会場ご案内図

東京都中央区日本橋茅場町一丁目 5 番 8 号

東京証券会館 8 階 ホール

電話 03 (3667) 9210



最寄駅

東京メトロ東西線・日比谷線 茅場町駅 8 番出口直結

お願い：誠に申し訳ございませんが、当会場には専用駐車場の用意がございませんので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

UD
FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。